

○横浜市地域ケアプラザ条例施行規則

平成3年11月15日
規則第93号

〔横浜市在宅支援サービスセンター条例施行規則〕をここに公布する。
横浜市地域ケアプラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 [横浜市地域ケアプラザ条例\(平成3年9月横浜市条例第30号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項は、[この規則](#)の定めるところによる。

(平6規則120・平9規則101・平10規則90・平15規則24・一部改正)

(開館時間)

第2条 地域ケアプラザ(以下「プラザ」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

2 区長は、[前項](#)の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(平6規則120・平10規則90・平14規則27・平15規則24・平15規則95・一部改正)

(休館日)

第3条 プラザの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 区長は、[前項](#)の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(平6規則120・平10規則90・平14規則27・平15規則24・平15規則95・一部改正)

(指定管理者の公募)

第4条 [条例第4条第3項](#)の規定による指定管理者の公募(以下「公募」という。)は、[条例第2条第1項第5号](#)から[第7号](#)までに掲げる事業([条例別表第3](#)に掲げるプラザの公募にあつては、[同項第5号](#)に掲げる事業を除く。)を行うに当たって必要とされる介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第54条の2第1項本文、第58条第1項又は第115条の45の3第1項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法第53条第1項本文の指定を受けることができると認められる者を対象として行うものとする。

2 区長は、公募を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平15規則95・全改、平19規則19・平25規則63・平28規則112・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書([別記様式](#))を区長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の申請書には、[条例第4条第4項](#)に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款その他これに類する書類

(2) 法人の登記事項証明書

(3) [前項](#)の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 当該プラザの管理に関する業務の収支予算書

(5) その他区長が必要と認めるもの

(平15規則95・全改、平19規則19・平20規則104・平25規則63・一部改正)

(委任)

第6条 [この規則](#)の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平6規則64・一部改正、平9規則101・旧第5条繰下、平11規則70・旧第6条繰上、平12規

則31・旧第5条繰下、平18規則16・一部改正、平21規則87・旧第7条繰上)

附 則

この規則は、平成3年11月21日から施行する。

附 則(平成6年7月規則第64号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月規則第120号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成9年9月規則第101号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。ただし、別表中横浜市もえぎ野地域ケアプラザに係る改正規定は、平成9年12月2日から施行する。

附 則(平成10年9月規則第79号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成10年10月規則第85号)

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成10年11月規則第90号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成11年6月規則第70号)

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第31号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月規則第106号)

この規則中、別表横浜市麦田地域ケアプラザの項に係る改正規定は平成12年5月1日から、同表横浜市舞岡柏尾地域ケアセンターの項に係る改正規定は平成12年5月20日から施行する。

附 則(平成12年6月規則第116号)

この規則は、平成12年8月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中横浜市片倉三枚地域ケアプラザの項に係る部分は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成12年8月規則第128号)

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成12年9月規則第138号)

この規則中、別表横浜市富岡地域ケアプラザの項に係る改正規定は平成12年10月1日から、同表横浜市本牧原地域ケアセンターの項に係る改正規定は平成12年10月20日から施行する。

附 則(平成12年10月規則第146号)

この規則は、平成12年11月1日から施行する。

附 則(平成13年1月規則第5号)

この規則中、別表横浜市小菅ヶ谷地域ケアセンターの項に係る改正規定は平成13年1月28日から、同表横浜市新子安地域ケアプラザの項に係る改正規定は平成13年2月1日から施行する。

附 則(平成13年2月規則第22号)

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則(平成13年4月規則第60号)

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成13年6月規則第69号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成13年7月規則第80号)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(平成13年8月規則第85号)

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則(平成13年10月規則第99号)

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成13年12月規則第104号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成14年1月規則第4号)

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

附 則(平成14年2月規則第8号)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成14年3月規則第27号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年10月規則第89号)

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成14年11月規則第96号)

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則(平成14年12月規則第107号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年1月規則第7号)

この規則中、別表横浜市星川地域ケアセンターの項に係る改正規定は平成15年2月1日から、同表横浜市戸部本町地域ケアセンターの項に係る改正規定は平成15年3月1日から施行する。

附 則(平成15年3月規則第24号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する横浜市地域ケアプラザ条例(平成3年9月横浜市条例第30号)第4条第2項の規定による指定管理者の公募(以下「公募」という。)について適用し、同日前に開始した公募については、なお従前の例による。

附 則(平成20年11月規則第104号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市地域ケアプラザ条例施行規則、第2条の規定による改正前の生活保護法施行細則、第3条の規定による改正前の横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則、第5条の規定による改正前の横浜市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則、第13条の規定による改正前の横浜市食肉衛生検査所条例施行規則、第14条の規定による改正前の医療法施行細則及び第16条の規定による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成21年9月規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

[別記様式\(第5条第1項\)](#)

(平15規則95・追加、平19規則19・平20規則104・一部改正)

別記様式(第5条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

次の地域ケアプラザの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 地域ケアプラザ

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款その他これに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該プラザの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他区長が必要と認めるもの

(A4)

-2020.04.01作成-2020.04.01内容現在
例規の内容についてのお問合せ先：各担当局課
担当が不明な場合及び例規の情報提供についてのお問合せ先：
総務局総務部法制課TEL 045-671-2093 E-mail housei@city.yokohama.jp
(C) 2020 City of Yokohama. All rights reserved.